

就業配慮の必要が出た場合に本人の同意を経て通知する
 就業上の配慮が必要な場合（周囲に感染可能性がある場合etc）
 就業措置を要する場合のみ。
 就労に関係のない情報は、事業者に提供する意味がない。
 知らせる必要性ないと思われる
 通院や病状に応じて就業制限等が必要と思われる時に本人の同意をもらって事業所へ通知する
 通常は通知するべきでない。が業務により該当者から感染する恐れがある場合や肝硬変、肝臓など併発時に就業制限など必要な場合には、個別に同意を取り、通知する。
 通知の必要があるケースについてのみ、個別に同意を得る
 必要があると産業医が判断した場合
 問題が起こって通知するときにも再度確認する

表1-12 事業所へ検査結果を通知する包括的な同意が得られた場合、産業保健スタッフ（産業医・産業看護職・医療職の資格をもつ衛生管理者）がいない事業所では、以下の誰に通知してよいと思いますか（複数選

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
非医療職の衛生管理者、衛生推進者	61	44.5%	40	34.5%	101	39.9%
人事・労務担当者	31	22.6%	28	24.1%	59	23.3%
職場の上司	5	3.6%	3	2.6%	8	3.2%
いずれも通知すべきでない	55	40.1%	51	44.0%	106	41.9%
その他	9	6.6%	6	5.2%	15	5.9%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他

産業保健スタッフ（産業医・産業看護職・医療職の資格をもつ衛生管理者）がいない事業所では、1としたいが現実には1とした場合は本人同意が得られなくなると考えます。

スタッフを雇用させる

はじめに回答者が産業医活動している事業所について回答する様に指示があり、この設問はこの前提とは異なることに聞いているため、回答不能

リスクの高い業務がある職場では、産業保健職をまず配置すべき。

一律には通知しない。どういう時に各自に通知するかをアナウンスしておくべき

何の目的で通知するかによって異なるので本設問に対し特定はできません。

肝炎に対しての教育を行った限定した人

業務上感染リスクの高い職場であれば1それ以外は4

産業保健スタッフがない事業場では包括的同意はこのましくない

産保センターの看ゴ職 e t c

事業所責任者と相談して決める

包括的同意が得られる前提がよくわからない

本人の同意範囲

臨時でよいから専門家をあてる

表1-13 産業保健スタッフがない事業所では陽性者の受診勧奨は誰が行うのが適切だと思いますか（複数選択）

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
非医療職の衛生管理者・衛生推進者	55	40.1%	41	35.3%	96	37.9%
事業所長	10	7.3%	11	9.5%	21	8.3%
職場の上司	5	3.6%	4	3.4%	9	3.6%
健康保険組合	42	30.7%	46	39.7%	88	34.8%
本人の主体性に任せるべき	52	38.0%	37	31.9%	89	35.2%
その他	17	12.4%	14	12.1%	31	12.3%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他
 1としたいが現状難しい。
 医師の意見として
 医療職
 健康管理部門の長
 健診機関・検査を実施した医療機関
 健診時のイントラネット等で説明の際に全対象者に陽性だった場合の受診の必要性についても記載する
 検索実施主体
 産保センター 保健所、提携している近くの医療機関
 事業内容においては事業所長・上司も可
 事前にアナウンスしておくべき
 嘱託産業医
 人事担当者
 地域保健センター医師
 問12の教育を受けた者

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
必ず受診させ、しかも1度は肝臓専門医を受診させる	78	56.9%	61	52.6%	139	54.9%
必ず受診させることを最優先し、紹介先はかかりつけ医などを含めた肝臓非専門医でも可	42	30.7%	40	34.5%	82	32.4%
本人が受診に消極的であれば様子を見る	10	7.3%	11	9.5%	21	8.3%
その他	7	5.1%	4	3.4%	11	4.3%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他
 原則受診（肝専門医）だが、本人が消極的であれば、数値の経年変化によっては中断前の主治医見解様子見することもあり。
 ただし活動性かの判断は専門医へ
 本人と面談して、治療が必要であることを説明して、受診歴がなければ専門の医療機関に紹介状を発行し、中断している場合は治療再開をすすめる
 肝臓専門医を受診すべき説明をするが、受診するか否かは本人に任せる。（積極的に勧めるが強制しない）
 紹介先は専門医。検査値をふまえ優先順を検討する。活動性がなければ他者への感染可能性について説明の上経過観察
 ②と③の理由を説明して受診をすすめる
 本人が継続通院ができていない理由を確認し、継続通院ができる様にサポートを行う保健指導を実施する。
 職場、会社の考えも考慮した上で受診を勧める（最優先ではない）
 検査陽性又抗体陽性のみであれば本人にまかせる。肝障害のサインが見られれば受診をさせる
 受診の意義を丁寧に説明し、受診を強く勧める。
 上記3として、定期的に受診勧奨のための面接しフォローする。

表1-15 検査陽性者を医療機関に紹介した際、返書が事業所へ届き本人が陽性者であることが職場に知られる可能性があります。どのような対応を行うべきか

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
無効回答	0	0.0%	2	1.7%	2	0.8%
返信を要する紹介状を作成せず、結果については積極的には関知しない	8	5.8%	6	5.2%	14	5.5%
主治医との情報のやり取りは、必ず本人を介して行い返信も本人から受け取る	34	24.8%	52	44.8%	86	34.0%
紹介状に産業医の宛名を予め記載した返信用封筒を同封し、返書が他部署への誤送を回避する	80	58.4%	52	44.8%	132	52.2%
その他	15	10.9%	4	3.4%	19	7.5%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他

産業医宛の返書は開封されないことになっているので知られることはない。

医療機関からの返書は、医師に届くものであり、通常は封入されているものが多い。

紹介状で発信元名を名記することを徹底していればそのようなことはないと思われまます。

返信封筒は用意しないが、診療所に届くので誤送はない。

感染拡大のためには必要

返信場所を紹介状に記載

(産業医名で出し) 産業医あての封筒は、他者が開封するのを禁止する。(産業医名で紹介状を出し、他部署へ返書されたことはありません)

普通産業医宛の病院からの封書を当社ではあけない

そんなことはないと思われる(医師あてになるはず)

事業所に届いても、必ず産業医に転送される。

返信を産業医が所属する機関(医療機関等)に宛ててもらう

返書は産業医に届くし、肝炎ウイルス以外の返書も大学に届く

産業医名で紹介状を作成した場合返書は必ず産業医が確認を行うので、その様な心配はない。医療機関も産業医宛に書類を送付するので、事業所が親書を開封することはない。

産業医宛もしくは本人経由で情報のやりとりを行う。

産業医名で紹介状を書けばその産業医宛に返信があると思います

通常通りに紹介状を作成し、返信を返送してもらう。今まで誤送されたことはないから。

紹介元に b a c k されるので、このようなことは通常ない。紹介元に b a c k しない Dr は今後紹介しない。

親展にする

他のケースでも紹介状の?するので、肝炎検査に関するものと知られることは(配慮される)ない。

他部署で誤送・開封されることはない。

返信先は産業医となるよう明記した紹介状を作成する。産業医あての郵便を他の者が開封できるのは、個別にOKしたときに限るよう事業所内で決めておく。

表1-16 肝炎対策の通達が出されているにも関わらず、事業所における検査の実施率が低くとどまっている理由として、次の項目についてどのように考えますか。最も当てはまるものをお選び下さい

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
費用がかかる						
全くそうだ	46	33.6%	39	33.6%	85	33.6%
どちらかと言えばそうだ	63	46.0%	43	37.1%	106	41.9%
どちらかと言えば違う	24	17.5%	25	21.6%	49	19.4%
全く違う	4	2.9%	5	4.3%	9	3.6%
無回答	0	0.0%	4	3.4%	4	1.6%
機微な個人情報なので取り扱いたくない						
全くそうだ	39	28.5%	28	24.1%	67	26.5%
どちらかと言えばそうだ	62	45.3%	43	37.1%	105	41.5%
どちらかと言えば違う	26	19.0%	30	25.9%	56	22.1%
全く違う	10	7.3%	10	8.6%	20	7.9%
無回答	0	0.0%	5	4.3%	5	2.0%
法定の健診項目でないので必要がない						
全くそうだ	64	46.7%	51	44.0%	115	45.5%
どちらかと言えばそうだ	56	40.9%	40	34.5%	96	37.9%
どちらかと言えば違う	13	9.5%	16	13.8%	29	11.5%
全く違う	3	2.2%	4	3.4%	7	2.8%
無回答	1	0.7%	5	4.3%	6	2.4%

就業適性を判断する上で必要がない

全くそうだ	55	40.1%	35	30.2%	90	35.6%
どちらかと言えばそうだ	51	37.2%	44	37.9%	95	37.5%
どちらかと言えば違う	21	15.3%	26	22.4%	47	18.6%
全く違う	10	7.3%	6	5.2%	16	6.3%
無回答	0	0.0%	5	4.3%	5	2.0%

安全配慮義務の範囲が拡大するリスクを負いたくない

全くそうだ	18	13.1%	13	11.2%	31	12.3%
どちらかと言えばそうだ	48	35.0%	29	25.0%	77	30.4%
どちらかと言えば違う	49	35.8%	52	44.8%	101	39.9%
全く違う	21	15.3%	17	14.7%	38	15.0%
無回答	0	0.0%	5	4.3%	5	2.0%
無効回答	1	0.7%	0	0.0%	1	0.4%

通達を知らないケースが多い

全くそうだ	33	24.1%	40	34.5%	73	28.9%
どちらかと言えばそうだ	68	49.6%	56	48.3%	124	49.0%
どちらかと言えば違う	27	19.7%	11	9.5%	38	15.0%
全く違う	8	5.8%	3	2.6%	11	4.3%
無回答	1	0.7%	6	5.2%	7	2.8%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他の理由

適切な紹介先がわからない

それほど大きい健康問題ととらえてない可能性もある（実際はちがうが）

結果通知方法など既存の健診の仕組みと異なるものを作る手間、煩雑さ、困難さがある

特殊な事業所でないかぎり、必要性を感じない。人間ドック等で健保事業として実施していることが多いのでは？（中小企業を除く）

通達が安易に事業所へ負担させる内容であり筋が通っていない。

肝炎のおそろしさの認識が低い

3.4.のため、法定に比べ優先度が下がる

本人の同意を得ないで検査を行なって裁判となっているケースがある

追加検査の手続きがかかることと罰則もないため

肝炎ウイルスの種変、抗体の状況が多様でありで対応できない

関心がない。時間がない

産業医先の事業所は実施しています。

企業メリットが実感されない

答えにくい設問です。産業医の立場での理由でしょうか、あるいは事業主？

産業保健スタッフがいない事業所等が少ないことが原因と思います。

産業保健スタッフの認識不足

職場内専門職の知識不足、説明不足、理解不足。

業務上の負担が増える

健康保険組合が実施する範囲で実施。

実施率が低いのかどうかデータが正しいのですか

表1-17 健診の機会に肝炎検査を実施する場合の費用負担をどのように考えますか

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
行政指導があり、また1回だけでよいので事業所が負担すべき	42	30.7%	34	29.3%	76	30.0%
事業所でなく、健康保険組合が負担すべき	34	24.8%	49	42.2%	83	32.8%
事業所でなく、自治体が負担すべき	34	24.8%	14	12.1%	48	19.0%
事業所でなく、本人が負担すべき	14	10.2%	13	11.2%	27	10.7%
その他	10	7.3%	5	4.3%	15	5.9%
無回答	1	0.7%	0	0.0%	1	0.4%
無効回答	2	1.5%	1	0.9%	3	1.2%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他

業務上の感染リスクの有無によって1か4

健保か自治体かはわからないが、費用負担は肝炎検査を必要とする団体であり、事業所が負担すべきものとは考えない。

国がすすめるのであれば、国が負担すべき

国が負担すべき

事業所と健保で折半して負担する

事業所経費は必要経費で処理できる 陽性を1回目のみで判断できるし。

判断困難

保健所で無料で受診できる。健保の助成

労使を交えた交渉で決めてもよいかと思う

表1-18 あなたの事業所での肝炎ウイルス検査の実施状況とその必要性に関するお考えを、理由も合わせて

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
実施しており、それが必要なことだと考えている	62	45.3%	30	25.9%	92	36.4%
実施しているが、事業所で実施する必要はないと考えて	20	14.6%	11	9.5%	31	12.3%
実施していないが、実施するべきだと考えている	20	14.6%	37	31.9%	57	22.5%
実施しておらず、事業所で実施する必要はないと考えている	35	25.5%	33	28.4%	68	26.9%
無回答	0	0.0%	5	4.3%	5	2.0%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

実施しており、それが必要なことだと考えている理由

- ・肝炎ウイルスが引き起こす肝障害、肝癌によりQOL.が下がり業務にも支障が生じることが予測されるため。
- ・ケースはまれであるが、安全配慮義務などに将来つながりうるものが想定されることもありえるため。
- ・IFN奏効例多数あり、予防につながっている。
- ・会社が認めればという条件付き。労働者の健康リスクの早期発見につながる。
- ・健診での有所見者を対象としているので限定的な実施であるが、慢性ウイルス性肝炎は進行すれば就業を脅かす可能性があること。治療の進歩により治療可能となって？ため。
- ・適切な対処で肝癌を防げるものなので
- ・健保で人間ドックを行う際には測定しているが、事業所は結果をもらっていない。労働者本人の健康、社会全体の健康度を上げるのには必要と思うが、事業所が主体となって行うものではない。
- ・若くしてB型から肝癌になる事例を経験した。労働者とその労働力を守る点から事業所が積極的に取り組むのは良いと思うし、労働者も健診機会を利用するのは効率的と思うから。
- ・高頻度曝露群の職場であるので。
- ・肝機能検査が法定項目であり、事後の指導や対応のために原因推定が必要なので

実施しているが、事業所で実施する必要はないと考えている理由

- ・一定の割合で存在し、かつ肝有所見者へは必要と思うが、がん検診と同様の位置づけと思う。
- ・就業配慮の要否を判断する上での必要性は低いため
- ・就業適性を判断する上で必要がないから。健診結果でウイルス性肝炎が疑われる人に対して、受診勧奨（精査の費用は個人負担）でよいと思う。
- ・個人情報保護の体制が不十分であるから。特に50人未満の事業場で管理者数の少ない所で体制が不十分
- ・健診の事後措置の一環と考えている
- ・業務起因性、関連性に乏しいので除海外渡航者
- ・事故時対応でのみ？リスクがあるが、レスキューにも？が知らせていないので行う意味がない。
- ・健保事業として行う方がよい。
- ・キャリア人口はそれほど高いとはいえないため
- ・法整備が不十分。安衛則44条等に項目として明示すべき。
- ・業務に関連しないから
- ・事業所負担でなく、健保負担で実施している。結果のとり扱いが問題だけで、これ自体はよい。
- ・人間ドックを受診できる者のうち希望する場合には検査をだっただけだと思います。
- ・製造業においては、業務とはほぼ無関係なため、私病として扱われるべき。
- ・個人の健康管理の一部と考えている。
- ・その後のフォロー、就学への影響について、HCVとHIVはあまり違いがなくなっているのに、HIVは実質禁止、
- ・HBV/HCVは（事業者負担で？）検査する、となると腑に落ちない。事業者の責任のもとで（他でも）やるべきことと、任意で勧奨することの区別は明確にしたい。
- ・個人の責任である
- ・肝炎感染リスクのある業務はなくしたため

実施していないが、実施するべきだと考えている理由

- ・肝炎の早期発見は重要であり、職域検診はよい機会であるから
- ・肝炎を放置したことにより、長期的な労働力喪失の可能性がある
- ・中小企業なのでコストの捻出が難しい
- ・通達が出ており、必要性があると考えられるもの
- ・提案？出るが見送りとなった
- ・海外渡航可否の判定時に活用可能である為
- ・早期発見の為。しかしその為に必要な知識や社会としてのコンセンサスは不足していると考えます。
- ・肝臓専門医からBもCも治療の進歩が著しく（特にC）、一度測定すれば良いものなので測定することをすすめている。
- ・ウイルス性肝炎を発症していれば、早期からフォローアップが必要だから
- ・本人にとって重要だから
- ・以前と比較し、効果の高い治療が可能となったこと
- ・10年前に一度、健保費用で希望者に検査を行ったが健保財政悪化で、今は行なわれていない。希望していなかった人から肝炎が見つかっている。
- ・職域健診は労働者の大多数を補足しており、肝炎の把握と治療誘導に有効な機会だと思います。
- ・事業所で実施が難しい理由の一番は費用の問題
- ・今後の慢性化、がん化を防ぐ手段を講じるため
- ・現在、人間ドック受診を健保が積極的に勧めており（費用補助有）受診率は対象者の80%くらいです。その時に検査を受けるように広報活動しています。なので、事業所としては、実施していませんが検査の受検率はある程度確保できています。事業所としては、あとは新入社員に対し実施すればよいと考えています。
- ・健康に関することなので、事業所で機会を与えることは大事だと思います。
- ・むづかしいですね。しなくてもいいかもしれません。事務に関係ないので
- ・検査を行い、早期に陽性かどうか分かることで悪化を防ぎ、就業継続につなげることができるメリットの方が大きいと思われるため
- ・個人の同意をとりつける手続きに手間がかかる。
- ・肝がんの予防または早期発見のために、肝炎ウイルス検査が必要だから
- ・適切な治療につなげるため職域での検査が進まないという難しい問題と思われる。ただ強制力がないと難しい。

実施しておらず、事業所で実施する必要はないと考えている理由

- ・事業場で、肝炎のリスクが高い場合は別だが、肝障害が起きている場合は精密検査でウイルス検査を勧めているが、肝障害が起きていない場合はあえて、検査しなくても良いのでは？
- ・全体的な健康管理の中で有所見者の精査を受けさせるので十分ではないか？
- ・自治体等で実施し、本人に結果通知されるのであれば良いが、事業者が知った場合、プライバシー保護と安全配慮の両立が難しいと思われる。
- ・個別に保健指導時に受診勧奨しているから。
- ・35歳以上はほぼ全員人間ドック受診を指示しており、その中で肝炎ウイルスを検査している者が多いから、あえて事業所として行う必要を感じない。
- ・就労上の配慮と考慮する場合、海外派遣等の特殊事情以外で）必ずしも検査は不要と思うため
- ・地域保健
- ・肝機能異常者へ、ウイルス検査の必要性を結果通知に記載しているため
- ・”実施すべき”ではなく、希望者にすすめるのが適切。
- ・国が無料の検診を各地で頻回に行うべきだ
- ・会社負担での実施か前提の場合、費用多効果の説明が困難
- ・プライバシー保護の面で心配が大いにある
- ・実施することで健診＝スクリーニングと勘違いされ健診の事質的異議に影響を与えるため、但し個別に実施する分には可
- ・職場のみの問題ではないため
- ・就業と切りはなして対応する方がよい
- ・自分の意思で実施、結果にもとずいて対応行動をとるという教育が必要だと思う。一律に実施することは賛成ではない。また事業者が個人情報取りあつかいに注意して費用を負担する理由がみつからない
- ・法定外項目だから
- ・就業判定とはほぼ無関係の検査のため
- ・製造までは、業務上労働者が感染するリスクがほぼ無く感染原因が業務起因でない事が多いため
- ・必要性のない業務であるため
- ・医療職や感染リスクの高い事業場については、業種・作業を限定したうえで実施するのが望ましい。感染リスクの少ない場所では他の法定外項目と比べて肝炎ウイルス検査だけを特別視するだけの根拠がないように感じる。
- ・人間ドックではやっているので個人管理としていただきたい
- ・デスクワークや営業等の業務者である為。肝機能異常+時に一度は検査をしているため（再検or専門医受診）
- ・保健所、センターで実施するのが望ましいと考える
- ・問16の理由から
- ・国民全体の問題であるなら、小児の予防接種のように一定期間、年齢で全員対処にすれば良く、就労者さらに企業にのみ負担される（仕組み）では未受診者は減らないと考えます。
- ・定健後措置でのスクリーニングと外部医療機関との連携い対応で十分だと思う
- ・事業所としてはどこまで関与するのが望ましいか不明だから
- ・職場で実施するのはよい方法だと考えるが、費用、情報取扱い、安全配慮を考えると簡単には実施できない。
- ・リスクが少ないため
- ・法定外だから
- ・業務の適正配置やそれによる感染拡大が職場でおこるとは考えにくい。自己管理でOKではと思う。
- ・業務との関連性はなく、機微な個人情報であり、事業所で実施する必要性を感じない
- ・業務に関連する感染のリスクが小さいから。
- ・業務による感染リスクなし
- ・問16の回答とおりです。
- ・職域マターではない。「職域でも実施できる」なら良いが。
- ・海外赴任時など必要な時だけで良い
- ・リスクが少ない職場であり、プライバシー配慮。肝機能異常がある者には、少なくとも一度は実施する。

表1-19 事業所においてウイルス性肝炎に関する健康情報の取扱いに関連して労働者が不当な差別を受けたなど、問題が生じた事例の経験

- ・不当な差別ではないが、健診結果に書かれていたので、人事担当者が結果を知っていた。
- ・中途採用の方で、前の会社で差別を受けたことがあると話していた方はいたが自分自身の経験ではない
- ・本人宛に送付した健診結果を同僚が横でみて、ウイルス性肝炎であることを知られた 差別を受けたわけではないが、嫌な思いをされたと同った。
- ・ウイルス性肝炎に対しては、余り偏見は無い様に思う。 感染リスクに対する意識が低い様に感じる。
- ・肝炎ウイルスに感染するリスクが高い仕事が無いことも背景としてある為 これまで、特に問題となったケースはありません
- ・就職内定が、キャリアを理由に取り消しにされようとなった。産業医として知り、内定取り消しが元に戻していただいた
- ・非常勤産業医・非常勤保健師の事業場での健診結果の紛失
- ・不当な差別を受けた例を知らない。肝炎はエイズと違い怖い印象を持っていないようだ。
- ・某一流企業でB型肝炎の労働者が食事を共にすること着がえる場所等をめぐって差別された事例を経験。もう30年近く前だが
- ・自験例はありませんが、肝炎をAIDSや性病と混同している環境では生じ得ると思います。
- ・不当な差別はないが本人が強く気にしていて産業医にも知られたくないというケースが多い
- ・C型キャリア (+) で病院Nsで？ (仕事の) が悪かった為？雇？例がある。
- ・ありませんが、HBV+の社員が吐血したらどうするのかと職場で問い合わせがありました。実際その職場にはHBV+の社員がいました。
- ・生鮮食品加工作業に従事している労働者が、C型肝炎に感染していることが判明し、会社に申し出たところ、その作業場から無理矢理担当替えさせられたという事案が発生。※経口感染するという思い込みに基づく会社指示による。(ウイルス性肝炎検査の前に社会偏見を取り除く必要アリ)
- ・採用時の事例で、ナースの採用時に検討されたが採用可となった。以前の職場での経験。
- ・産業医がB型肝炎ウイルスキャリアの他への感染リスクを過剰に反応した事例です。具体的には、蛍光灯製品ラインでガラスが割れ切傷の可能性があります、救護する他の労働者に感染リスクがあるので、配置を変えようと動かされた事例がありました。
- ・食堂につとめている方で、ほうちょうを使うので、相談があった。
- ・キャリアであることを公表したら中国の奥地の出張へ優先的に行かされた。(鉄鋼業)
- ・契約社員である陸上部員 (外国人) がキャリアであり、検査治療を勧めるにあたり、本人への連絡の課程で通訳兼マネージャーが知るところとなり、「治療が必要なら解雇も検討」等、根拠のない不当な扱いを受けた。上司に正確な情報を伝え、受信、経過観察した上で現在は活躍している。

表1-20 地方自治体が実施している無料の肝炎ウイルス検査についてご存知ですか

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
無料であることや、検査を受けたことがない事業所の労働者も受けられることを知っている	48	35.0%	43	37.1%	91	36.0%
無料であることを知っているが、事業所の労働者は対象とならないと思っていた	16	11.7%	20	17.2%	36	14.2%
聞いたことはあるが対象者や内容はよく知らない	49	35.8%	37	31.9%	86	34.0%
知らない	20	14.6%	16	13.8%	36	14.2%
無回答	3	2.2%	0	0.0%	3	1.2%
無効回答	1	0.7%	0	0.0%	1	0.4%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

表1-21 研究班では、健康診断の機会に、希望する労働者が自治体による無料のウイルス検査を同時受検で

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
よい方法だと思う。労働者に対して利用したい	86	62.8%	63	54.3%	149	58.9%
よい方法だと思うが、労働者に対して利用しようと思わない	25	18.2%	12	10.3%	37	14.6%
よい方法と思わない、問題がある	15	10.9%	19	16.4%	34	13.4%
わからない	8	5.8%	19	16.4%	27	10.7%
無回答	3	2.2%	3	2.6%	6	2.4%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

よい方法だと思う。労働者に対して利用したい

- ・希望者のみであれば不利益がない
- ・問18の理由と同じです。
- ・労働者に対して、肝炎の啓発も行えば、希望者が増え、より有効になるのではないかと思う。
- ・感染源が特定でき、今後の国際交流がさかんになる時代にマッチ
- ・肝炎対策の重要性は理解できるが、多くのばあい業との関連のない肝炎について企業に実施を求めていることに異和感があります。
- ・希望者に限定するのであればよいと思う。
- ・よいと思うが、経費請求の事務が大変そう
- ・定期健康診断を行う健診機関が肝炎検査の委託を受けていないケースは発生しないか。自治体ごとの検査実施率に差が生じる。たとえば大規模事業所がある市町村では実施件数が増加し、周囲の市町村との不公平さが生じないか。（自治体が市町村の場合です）
- ・結果通知や請求書などの事務的手続きが簡便（健診業者が全て請け負ってくれる）であれば利用できる
- ・とてもよい方法だと思います。
- ・受診機会が増えるから
- ・但し前提として①健診自体に混乱をきたさないこと ②結果は本人自宅に郵送されること）が前提である
- ・事業者が知らなくてすむ
- ・企業も知れば活用し汎用されると思う
- ・費用面・手続き等自治体とのやり取りがスムーズに行えるのであればよいと思う。社員が住んでいる自治体が様々なので可能になるのかどうか
- ・職場と地域と両方からのアプローチが良い
- ・情報やデータのやり取りがうまく運用できるのであれば...
- ・無料は大きな理由になると考えます
- ・費用面で受診が少なくなっていると思うから。
- ・出張健診でも実施できるようにしてほしい。
- ・ただし、事務手続きがはん雑であると、利用しにくいと思います。本案には賛成です。
- ・肝炎ウイルス検査の費用が高く事業主実施が難しいためこの様なシステムを早く構築していただきたく
- ・ただし、検体の取り扱い等に十分注意が必要とは思いますが。
- ・労働者に同意が得られればよいと思う。
- ・産業保健スタッフがいない事業所でも、通知の問題が発生しない。事業所で結果を把握しないなら、潜在的な感染者の早期発見につなげる仕組みとして展開しやすいと考える。
- ・事業所の費用負担がなく、健診同時のため労働者の受診機会が得られるため。
- ・ウイルス検査の結果をどの様に共有（職域での受診勧奨に利用）できるかがポイントでしょうか、本人からの申告や自治体との連携可能
- ・小規模の所は利用しやすいと思う。ただ、がん検診のように本人がいくかどうかかが問題
- ・事業者への結果通知は不要。
- ・健診機関で内部の健康管理部門、健保、どれも同じ組織と考えている一般従業員も多くいるので、無用な不安（個人情報勝手に漏れた・・・）とならないやり方が必須と考えます。
- ・事業者責任と任意勧奨の区別がつくから（自治体で行っている各種がん検診も同じスキームで）
- ・あくまでも「希望者のみ」という前提
- ・肝炎の情報は当方の担当する事業場が知る必要がないと考えるため。

よい方法だと思うが、労働者に対して利用しようと思わない

- ・すでに実施しているので。 ・自治体への検査結果通知について同意をとるステップはありますか？ ・頻度の記載がないが、肝炎検査は毎年必要とは思わないので、希望者全てに毎回やっていると同じ人が毎年受けることもありそう。それは、費用の無駄ではないかと思えます。
- ・企業立病院で健診を実施しているため、自治体の検査を入れると煩雑になる。中小企業にはよい方法だと思う。
- ・定期健診の一環として、事業所（または健保組合）が行うべきこと。
- ・肝炎ウイルス検査の結果は、事業者には知らせる必要はないが、同時に実施する事は、効率的で良いと思う。
- ・すでに実施しているため
- ・現状、健保で実施しているので
- ・事業所では健診のシステム（パソコン）を用いているので、上記システム構築にかえてお金がかかる
- ・結果通知はあくまで、個人だと思えます。
- ・小規模事業場で産業医や衛生管理者不在のところ、責任者が健康情報を適正に扱えると思わないから。
- ・①此処は九州地方の様に肝炎ウイルス陽性者が多くない②病院を含むので医療系はこの検査を全員行う体制になっている。
- ・会社側の負荷、個人情報の流出対策の完成度に不安がある
- ・手続きが煩雑で事務担当が増加しそう。
- ・健診時に問診票で希望の有無をチェックするのは繁雑。事前に分けるか全員対象で
- ・本人の動機付けがなされると実際の受診にはつながらないのでは？いかに制度がよくても受診者がメリットと思えるようにする
- ・集団で健診を行っているので、作業が煩雑になる。本人のためには取りくみたいが、事務作業（手続き）の簡便さがあればよいと思う
- ・自治体1企業の連携は難しいと感じる。共通利用できるIDカードなどが無いと難しい
- ・当社の委託している健診機関が同一と限らないし自治体制で対応がちがうと運用しにくい。
- ・様々な自治体からの労働者は通ってきているので、それごとに対応するのは困難
- ・事業所（者）に、知られてしまうことに、同意しない人もいると思われる為、また事業所（者）側も、安全配慮の範囲が広がってしまう為。
- ・住所地と勤務地が違う場合対応しにくいので
- ・小規模事業場にとって良い方法だと思います。大規模事業場では、問診票配布の繁雑さや産業保健スタッフの結果把握できない事があり、実施は難しいと考えました。

よい方法と思わない、問題がある

- ・結果通知は本人のみ、本人が事業所に申告
- ・事業者がどう対処してよいか不明
- ・健診機関での文書とりあつかいが繁雑になり、実行的とは思えない
- ・結果を自治体を知る必要性？
- ・結果通知が自治体に行くのはおかしい
- ・健診機関で健診医もしています。同時採血の結果を別報告書に分けるのは当院の現システム上困難です。また問診票が希望者のみに増えるので健診機関+事業所担当者の作業も増えます。自治体の検査を利用するのであれば、個別に受診又は別日で対象者のみ集団健診を行った方が良いと思います。
- ・実施（根拠 責任）費用負担の異なる検査を同時に行う事はなるべく避けるべきと考えます
- ・首都圏の企業の産業医をしているか、職員の？所が多？の都県にあり、自治体との協力が難しい
- ・複雑で説明や結果？で配慮が大変。産業医としての職務優先順位は低い
- ・労働者の居住地が広い、自治体との連携が困難である。
- ・事業所内で法的義務のある健診に自治体費用負担の検査を追加するのは事務処理等もはんざつになり難しい。
- ・広島県の自治体で企業につとめている方は受けられない。ことわられたことがある。
- ・①自治体から肝炎検査の委託を受けている健診機関（医療機関）と普段会社が健診を委託している健診機関が異なる場合、健診機関の変更が必要となる。②事業者には定期健康診断の結果のみ、自治体には肝炎ウイルス検査結果のみを通知という仕組みに対応できる健診機関は少ないのでは？例えば弊社では40歳以上の健保加入者は健保事業の人間ドックを受診し法定項目分（安衛則44条）のみ事業者の結果が通知されるという仕組みで健診機関に委託し運用しているが、健診機関側のシステム上の規約により、各項目ならびに総合判定についても法的項目分のみで判定できるようになっている健診機関は少ない。具体的にはGOT、GPT、r-GTP、HBsAg、HCV-RNAを測定し、前3者は基準値内だが後2者で陽性項目があった場合、会社控えには法定項目分のみで「異常なし」という判定になる筈である。しかし、実際には後ろ2者の検査結果は記載されていないものの総合判定欄に「総合判定：要精密検査 肝機能検査で異常を認めます。医療機関を受診してください」などと記載されてしまっている健診結果会社控えをしばしば目にする。このように、健診機関側のシステム要件により、肝炎ウイルス検査結果が間接的に事業者知られてしまうという事が起こり得る。
- ・通知（結果）は本人に限定すべきor個人特定されない形で運用すべき
- ・自治体による無料の検査は、肝炎ウイルス以外にも存在し、それも含めて受診できる様にしなければ、政策としてはバランスを欠くと考えるから
- ・事業者知らせる必要はない。小規模事業場（企業）はこのしくみがなくても検査をうける可能性が高い。
- ・結果の通知先は検討が必要
- ・社内の産業保健スタッフとの連携が必要ではないか
- ・本人以外への結果通知に問題がある。
- ・労働者の居住範囲が広いので、すべての自治体と健診機関がタイアップできるのか？
- ・会社の契約している健診機関が自治体から肝炎検査の委託を受けている健診機関）でない場合はどうなるのか？
- ・面倒（手順など）
- ・結果の通知先として、労働者のみで良いと思う。事業者の結果通知は必要ではなく、検査結果を労働者が受けて肝炎に限らず他のがんや、生活習慣病、脳・心疾患と同じようになんらかの措置が必要な場合に事後措置をとる流れがあればよい。
- ・結果通知だけではまず受信しない。それよりは事業所の産業保健スタッフも関わらせるべき。また、針刺しなど情報を事業者が知っての方がよい場合がある。
- ・労働者がわざわざ出向いて検査は受けない。（利用率は高くないと思われる）
- ・産業医が結果を知ることができないため

わからない

- ・自治体が結果を把握したあとどうするのがわからない
- ・よい方法（アイデア）と思うが、実現可能性についてこのイラストだけでは判断できないので、評価しにくい
- ・測定が望ましいとは思いますが、定期健康診断の肝機能検査でひっかかることが多く、又、結局ALTが動かないと治療の対象にならないため、肝機能検査をしていればさほど問題にならないとも思えます。
- ・社員の居住区域が様々なので、その健診機関がすべての自治体の委託を受けているとは限らないから
- ・誰を対象～問診票で希望者のみ？異常所見ある人は？
- ・既に陽性者へのアプローチ方法が確立している。事業場においては、適切なフォローアップが基本的にはよい方法と思う。
- ・これ以上、事業場の負荷をつくらないで欲しい。手間がかかりそう
- ・検診を企業健診に含ませる理由がよくわからない。病院であれば妥当であるが。
- ・自治体によって推奨している年齢に差があるように見え（経験上）あてはまらない方は自費か保険診療となってしまう。全ての自治体で同じ条件で行ってもらえるなら歓迎する

- ・同時採血がうまくいくか判断できない。
- ・流れが複雑になる
- ・市外、県外在住の人も対象にすることができるのですか？OKなら良い方法だと思います。
- ・自治体と健診機関が連携するメリットが、健診機関側にあるのか不明
- ・結果通知が事業者が届くことにしているが事業者でどのように取り扱うかわからないので何とも言えない。産業保健スタッフがいる場合はスタッフどまり。いない場合は通知は本人のみというのもありと考えます。
- ・自治体とのお金のとりあつかいがめんどろでなければよさそう。事務的手続きのはんざつさがないことが条件。
- ・産業医には結果が知らされるのか不明なので。
- ・結果の通知が自治体の場合、労働者の健康管理の主体がどこにあるのか、職場での健康配慮に十分生かせるのか疑問を感じますが...

表1-22 産業医に対し、肝炎に関して積極的に情報提供すべき事項(重要と思われるもの3つまで選択可)

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
ウイルス性肝炎の基礎知識	56	40.9%	55	47.4%	111	43.9%
最新の肝炎ウイルス検査について	39	28.5%	33	28.4%	72	28.5%
最新のウイルス性肝炎の治療法について	56	40.9%	51	44.0%	107	42.3%
自治体の無料肝炎ウイルス検査の実施情報	59	43.1%	58	50.0%	117	46.2%
地域の肝臓専門医や肝炎拠点病院のリスト	52	38.0%	41	35.3%	93	36.8%
ウイルス性肝炎の検査や治療の公費請求の手続きの方法	56	40.9%	34	29.3%	90	35.6%
個人情報保護に留意した事業所における肝炎検査実施のためのガイドライン	66	48.2%	46	39.7%	112	44.3%
その他	1	0.7%	3	2.6%	4	1.6%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

表1-23 その他、肝炎ウイルス検査に関する疑問や意見等の自由意見

専属産業医

10年以上前に産業医大の川本先生が中心になって、同じような調査がなされています。

HCV、HBVで予防治療に関するアプローチが異なると理解してしまう。HBVのSTDとしての知識普及を学校保健等で実施しているのでしょうか？

肝炎ウイルス検査は必要と思うが、事業所主体で行うことは疑問がある。肝炎ウイルスが注目された、薬害による責任所在を明確にしてから、適切な主体に実施してほしい。

肝炎ウイルス検査実施は、あくまでも労働者各自の任意とし、事業者や産業保健スタッフは、その検査を受けることを推奨するにとどめるべきと思う。

肝炎検査やストレスチェック等、事業者に実施を求めておきながら結果は知らせないをいう矛盾した指導、政策はおかしいと思う。

プライバシーの保護は、他の疾患でも行われているところであり、肝炎に対し特別な扱いが必要なのかと考える

検査を受けることに主眼がおかれているが、検査で陽性となったが未受診、通院中断となった方へのフォロー方法、過去にウィルス性肝炎を指摘され、治療を受けるも通院終了となった方が検査で陽性となった場合の受診勧奨のレベルについて情報が欲しいです。

検査結果を見ると、20,30代で肝炎陽性の方はおらず、40代以上の人全員を行い、新入社員40才時,50才時と実施時期を限定するのが費用が少なくすむ。

公衆衛生的な問題というよりも医療費の問題ですか？後者であれば健保では？前者ならば（公）だと思えますが・・・

厚労省がウィルス検査実施を、もっと強く、具体的な実施マニュアルを押しつけるべきだ。押しつけは、一般には良くないが、この件は妥当である。

自治体による無料のウィルス検査同時受検の仕組み構築をぜひお願いします

専門外のため認識が甘いかもしれませんが、健診で肝キノウ異常のない状態の分の肝炎ウイルス陽性を積極的にみつけ出すより、？あるか疑問に感じています（異常あれば受診、精査すすめていますしそれで診断される分は承ります）

大事な問題です。関心を深めたと思います

問21のフローのように、事業所での健診時に自治体の検査をできれば、受診率の向上につながると思われる。

利益優先の事業者を過信して機微な個人情報を扱わせるべきではない。法的な規制・良識が末端まで及んでいると仮定してしくみを作るべきではない。

嘱託産業医

E型肝炎も検査してほしい。海外赴任者も近年多いため。

コストの問題が解決できれば対策をすすめていきたいと思います。

そもそも、医療スタッフがいない事業場で法定外の健診項目である肝炎ウイルス検査が実施される事自体がマレである。もしくは、毎年なんとなく継続しているか、いずれかではないでしょうか？

テレビコマーシャルなどの周知も有効と思われる。

安衛法の健診は福利厚生ではないので、法定外項目、特にsensitiveとされている肝炎ウイルスやメンタルヘルスに関する項目を安易に実施すべきではない。

健保事業ですると、事業者を通さずに検査できるので、プライバシーが守られると思います。ただ、健保も予算が無いので、問21の方法で同時採血が良いと思います。

財源負担を企業に求めるのはしっくりこない。機会確保は重要。治療誘導も必要、予防も重要

治療によりウイルスが消失する可能性がかなり高まっています。

単に面倒なのでやっていないだけです。強めガイドラインが出れば実施しやすくなると思います。

費用の出る所を認めて、それに合わせて勧奨する。①健保、②自治体、③会社、④個人。 問17を第一に決勉強になりました。有難うございます。11/15（土）晚、自宅にて記す。

労働者（ウィルス性肝炎検査で陽性）が、事業所内で出血を伴う外傷を受傷し、その血液処理を、上司や同僚が素手で行ってしまった時の対応からウィルス性肝炎はチェックしておくべきだとは思いますが。

衛生管理者調査集計結果

表2-1 あなたは医療職としての資格をお持ちですか

	人数	(%)
医療職	15	14.6
非医療職	87	84.5
無回答	1	1.0
合計	103	100.0

表2-2 別添資料で示したように、行政から事業者に対して、肝炎検査の受診勧奨、受診機会の拡大について協力を要請する通達が数回にわたって出されています。これらの通達をご存知でしたか

	人数	(%)
知っており、内容も理解している	20	19.4
通達があることは知っているが、内容は知らなかった	20	19.4
知らなかった	63	61.2
合計	103	100.0

表2-3 肝炎検査は一般的に一生に1回受ければよいとされていますが、そのことをご存知でしたか

	人数	(%)
知っていた	41	39.8
知らなかった	62	60.2
合計	103	100.0

表2-4-1 事業所に産業医いるか

	人数	(%)
産業医がいる	87	84.5
専属産業医がいる	25	24.3
嘱託産業医がいる	60	58.3
無回答	2	
いない	16	15.5
合計	103	100.0

表2-4-2 事業所に産業看護職がいるか

	人数	(%)
いる	34	33.0
常勤の看護職がいる	26	25.2
非常勤の看護職がいる	8	7.8
いない	69	67.0
合計	103	100.0

表2-5 事業所の業種

	人数	(%)
製造業	29	28.2
情報通信業	6	5.8
卸売業、小売業	6	5.8
医療・福祉	6	5.8
公務	2	1.9
建設業	15	14.6
運輸業	13	12.6
金融業、保険業	2	1.9
教育、学習支援業	1	1.0
複合サービス事業	1	1.0
その他	21	20.4
無回答	1	1.0
合計	103	100.0

その他

ITコンサルタント	精密機器の研究開発	電気機器の開発・設計・ソリューション
ごみ処理施設の維持管理	ビル設備管理・清掃	労組
コンサルタント	レジャー産業	廃棄物収集運搬
その他サービス業	研究開発	舞台照明請負業
その他の卸売業	持株会社	物流倉庫
ビルメンテナンス業	人材サービス	

表2-6 事業所の労働者数（パートや派遣を含む）

	人数	(%)
50～99名	20	19.4
100～299名	24	23.3
300～999名	21	20.4
1000名以上	19	18.4
無回答	1	1.0
50名未満	18	17.5
合計	103	100.0

表2-7 事業所における、労働者が肝炎ウイルスに感染するリスクが高い仕事の有無

	人数	(%)
ある	18	17.5
ない	75	72.8
わからない	10	9.7
合計	103	100.0

感染リスクのある職場	人数
医療機関、採血、診療業務	12
医療ガス設備、医療機器の保守点検	2
海外赴任	1
感染性廃棄物の収集運搬	1
血液等に触れる危険有り	1
介護施設	1
病院のオペ室等清掃	1

表2-8 健康診断時に肝炎ウイルス検査を実施する場合に事業所内で説明し同意を取得する方法として妥当と思われる手続き

	人数	(%)
衛生委員会で説明して包括的な同意を得る（同意しない人は個別に申し出てもらう）	20	19.4
労使協議の場において説明して包括的な同意を得る（〃）	13	12.6
衛生委員会と労使協議の場との両方で説明して包括的な同意を得る（〃）	25	24.3
事業所内では説明のみ行い、労働者に対して個別に同意を得る	33	32.0
事業所内では説明は行わず、労働者に対して個別に説明して同意を得る	8	7.8
その他	4	3.9
合計	103	100.0

その他

あくまでも事業者主体で実施すべきと考えます。←安全配慮の一環である
本社と労組本部間で協議して同意を得て事業所へ展開する。
本社において経営層の同意を得、その後ユニオンへ。

表2-9 肝炎ウイルス検査を実施することについての対象労働者への個別の説明として妥当と思われる方法(複数選択)

	人数	(%)
衛生委員会で職場の衛生担当者を通じて職場の対象者へ説明を行う	18	17.5
全労働者、または対象労働者が出席するミーティング等の機会に説明を行う	22	21.4
社内イントラネットやメーリングリストを介して対象者に情報を配信する	34	33.0
受診案内に説明文を同封する	66	64.1
検査時などに個別に説明を行う機会を設ける	19	18.4
その他	1	1.0

表2-10 上記の説明後、肝炎ウイルス検査を実施することについての対象労働者からの同意の取得方法として、妥当と思われる方法

	人数	(%)
本人から拒否の申し出がない限り同意とみなす	16	15.5
問診票に「同意する」、「同意しない」の欄を設け、いずれかにチェックを付けさせる	53	51.5
問診票に「同意しない」の欄を設け、同意しない者のみチェックを付けさせる	10	9.7
問診票に「同意する」の欄を設け、同意する者のみチェックを付けさせる	8	7.8
問診票に同意の署名欄を設け、サインをして提出した者のみを対象とする	15	14.6
その他	1	1.0
合計	103	100.0

その他

2のチェックとともに自筆で署名する

表2-11 検査の対象者と実施時期について適切と思われるもの(複数選択)

	人数	(%)
新入社員を対象とし、雇入れ時健診の機会に検査を行う	30	29.1
社員全員を対象とし、健診の機会を利用して1年～数年毎に定期的に検査を行う	46	44.7
海外渡航者など新たな感染リスクの高い者を対象とし、帰国前後などに検査を行う	20	19.4
特定の年齢になった者を対象とし、健診の機会を利用して検査を行う	25	24.3
希望者のみを対象とし、健診の機会を利用して検査を行う	27	26.2

表2-12 事業所へ検査結果を通知してよいとすれば次のどの条件が考えられますか

	人数	(%)
いかなる条件でも通知すべきでない	13	12.6
結果通知を事業所側に通知することについて、あらかじめ事業所内で同意を得ておき、特別申し出がない限り改めて個別に同意を得る必要はない	34	33.0
検査前に個別に同意を得る	30	29.1
検査結果を本人に通知した時に個別に同意を得る	22	21.4
その他	4	3.9
合計	103	100.0

その他

医業etcリスクがある場合はビームゲン接種するため、入職時に検査し、経時的に陰性化がないか見るのは衛生管理上必要と思ひ同意を得ていないが、医業以外では同意は必要ではないか。

肝炎ウイルス検査に関わらず、通常の検診同様に個別に同意を得る。

健康診断の結果通知の範囲と同じ

原則事業所へ通知する必要はない。

表2-13 事業所へ検査結果を通知する包括的な同意が得られた場合、産業保健スタッフ（産業医・産業看護職・医療職の資格をもつ衛生管理者）がいない事業所では、以下の誰に通知してよいと思いますか(複数選択)

	人数	(%)
非医療職の衛生管理者、衛生推進者	40	38.8
人事・労務担当者	65	63.1
職場の上司	10	9.7
いずれも通知すべきでない	16	15.5
その他	6	5.8

その他

①の資格保有者でかつ個人情報の取扱い、および肝炎検査に関する教育を受けた衛生管理者等。

事業所長

？

所属長

表2-14 産業保健スタッフがいない事業所では、陽性者の受診勧奨は誰が行うのが適切だと思いますか(複数選択)

	人数	(%)
非医療職の衛生管理者・衛生推進者	41	39.8
事業所長	41	39.8
職場の上司	13	12.6
健康保険組合	24	23.3
本人の主体性に任せるべき	12	11.7
その他	12	11.7

その他

結果説明書でわかりやすく受診勧奨する
健診機関（健診委託時に契約しておく）
従業員全体に対して一般的な啓発を行う
人事・労務担当

表2-15肝炎対策の通達が出されているにも関わらず、事業所における検査の実施率が低くとどまっている理由として、次の項目についてどのように考えますか。最も当てはまるものをお選び下さい

1. 費用がかかる

	人数	(%)
全くそうだ	26	25.2
どちらかと言えばそうだ	54	52.4
どちらかと言えば違う	15	14.6
全く違う	5	4.9
無回答	3	2.9
合計	103	100.0

2. 機微な個人情報なので取り扱いたくない

	人数	(%)
全くそうだ	19	18.4
どちらかと言えばそうだ	50	48.5
どちらかと言えば違う	26	25.2
全く違う	5	4.9
無回答	3	2.9
合計	103	100.0

3. 法定の健診項目でないので必要がない

	人数	(%)
全くそうだ	34	33.0
どちらかと言えばそうだ	42	40.8
どちらかと言えば違う	16	15.5
全く違う	8	7.8
無回答	3	2.9
合計	103	100.0

4. 就業適性を判断する上で必要がない

	人数	(%)
全くそうだ	14	13.6
どちらかと言えばそうだ	43	41.7
どちらかと言えば違う	28	27.2
全く違う	15	14.6
無回答	3	2.9
合計	103	100.0

5. 安全配慮義務の範囲が拡大するリスクを負いたくない

	人数	(%)
全くそうだ	5	4.9
どちらかと言えばそうだ	41	39.8
どちらかと言えば違う	37	35.9
全く違う	16	15.5
無回答	3	2.9
無効回答	1	1.0
合計	103	100.0

6. 通達を知らないケースが多い

	人数	(%)
全くそうだ	32	31.1
どちらかと言えばそうだ	53	51.5
どちらかと言えば違う	11	10.7
全く違う	3	2.9
無回答	4	3.9
合計	103	100.0

その他の理由

個人のこととして、会社に関わる必要がないと考えているのでは？

健保等からの費用補助が必要

検査後の治療の方が大事。治療費が高い。

まったく知らない人がほとんど。

当社において実施していた経緯があるが、個人情報関係で実施をやめた。

検査機関で定期検診へメニュー追加ができない。

表2-16 健診の機会に肝炎検査を実施する場合の費用負担をどのように考えますか

	人数	(%)
行政指導があり、また1回だけでよいので事業所が負担すべき	32	31.1
事業所でなく、健康保険組合が負担すべきである	31	30.1
事業所でなく、自治体が負担すべきである	26	25.2
事業所でなく、本人が負担すべきである	7	6.8
その他	5	4.9
無回答	1	1.0
無効回答	1	1.0
合計	103	100.0

その他

基本的には健保、自治体の負担。企業は一部負担程度。

事業所と健康保険組合にて負担すべき

負担額による。3者で分担してもいい。

本人一割、会社四割、自治体or組合四割

労働者のみの場合は事業主、家族も対象と考えるなら

表2-17 あなたの事業所での肝炎ウイルス検査の実施状況とその必要性に関するお考えを、理由も合わせてお答えください

	人数	(%)
実施しており、それが必要なことだと考えている	24	23.3
実施しているが、事業所で実施する必要はないと考えている	4	3.9
実施していないが、実施するべきだと考えている	46	44.7
実施しておらず、事業所で実施する必要はないと考えている	25	24.3
無回答	4	3.9
合計	103	100.0

実施しており、それが必要なことだと考えている理由

感染のリスクがある業種だから必要と考えている。
 原則、入社時に実施しているが、2000年以前の検査実施者に対して追加実施を行いたい
 感染性廃棄物従事者には必要。リスク高い。
 健診前に希望の有無を調査してから実施している
 医業 e t c リスクがある場合はビームゲン接種するため、入職時に検査し、経時的に陰性化がないか見るのは衛生管理早期に対策を講ずる事は本人にとっても良い事と思う
 採血業務を行わない者については実施していない。垂直感染ほぼ0に近いと考えられ、医療行為によるものはその施設で責任をもつべきである。性行為についてはプライベートなことで、ふみこむことはどうなのかと考える。また年代的に現労働者よりリタイア増のリスクがないと考えるので、職域メインにすることはバランスがとれているのか考えた
 い。

実施しているが、事業所で実施する必要はないと考えている理由

事業所内においては、対応について十分な検討がなされていない。

実施していないが、実施するべきだと考えている理由

やはり潜在的な感染者の早期発見が重要だと考えます。
 小さなケガが発生した場合の、流血時の処置などに必要な情報と考える。
 感染の予防、早期治療開始による悪化の防止。
 早期発見で治癒する機会が増えるから
 行政からの通達に基づき、最適な方法を検討・実施が望ましいと考える。
 健康配慮を考えると実施すべきだが、個人情報に関する取り決めが困難と思われるため。

実施しておらず、事業所で実施する必要はないと考えている理由

主体性に任せるべき
 たぶんしてないと思うが、細かい項目は存じません。
 行政通達の認知度及び法廷健診項目外である事から現状では実施に対して積極的に推進する機運がないから。
 個人情報でも取り扱いが難しい。現段階で全社員への導入は難しい為。
 定健以外の項目のため
 個人問題であり、個別に考える必要があるのではないかと考える。
 個別にて対応する
 法定項目ではない為
 実施義務者ではないので。
 地方自治体で無料肝炎ウイルス検査をしているのであれば、それを主導で進めるべきでは。
 任意の検査ならば事業所で実施する義務はない。本人が希望する時に自主的に医療機関で検査を受けた方がプライバシー健康保険組合などの専任機関に委ねた方がよい。

表2-18 事業所においてウイルス性肝炎に関する健康情報の取扱いに関連して労働者が不当な差別を受けたなど、問題が生じた事例の経験

- ・ウイルス性肝炎に限ったことではないが、健診前に配布した個人票を紛失したと、管理者が追及された。個人票が紙ベースで、部署毎に所属長に配布していた。後日部署から発見された。